

令和2年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 人事委員会関係 | 1 |
| 1 人事委員会の設置 | 2 |
| 2 人事委員会の組織と権限 | 2 |
| 3 人事委員会の委員 | 3 |
| 4 人事委員会の運営 | 3 |
| (1) 令和2年度人事委員会開催状況 | 3 |
| (2) 令和2年度人事委員会議事一覧表 | 3 |
| 第2章 事務局の組織及び分掌事務等 | 12 |
| 1 事務局の組織 | 13 |
| 2 事務局職員の定数及び現員 | 13 |
| 3 事務局の事務分掌 | 13 |
| 4 人事委員会規則の制定改廃状況 | 13 |
| 5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況 | 13 |
| 6 令和2年度予算の状況 | 14 |
| 第3章 任用関係業務 | 18 |
| 1 採用試験 | 19 |
| (1) 実施日程 | 19 |
| (2) 受験資格及び試験方法 | 20 |
| (3) 特徴と受験者の確保 | 23 |
| (4) 令和2年度試験概要 | 24 |
| (5) 採用試験実施結果一覧 | 26 |
| 2 採用及び昇任の選考結果 | 27 |
| 第4章 給与関係業務 | 28 |
| 1 職員給与の実態 | 29 |
| (1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成 | 29 |
| (2) 給料表別の平均給与月額等 | 30 |
| 2 民間給与の調査 | 31 |
| (1) 調査事業所 | 31 |
| (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給 | 31 |
| (3) 諸手当の支給状況 | 32 |
| 3 職員の給与に関する報告及び勧告 | 33 |
| (1) 職員給与と民間給与との較差 | 33 |
| (2) 報告（むすび） | 33 |
| (3) 勧告 | 37 |
| 4 勧告実施の状況 | 37 |

| | |
|------------------------|----|
| 第5章 勤務条件関係等業務 | 38 |
| 1 勤務条件 | 39 |
| 2 服務 | 39 |
| 3 その他 | 39 |
| 第6章 公平審査関係業務 | 40 |
| 1 勤務条件に関する措置要求 | 41 |
| (1) 令和2年度において判定したもの | 41 |
| (2) 令和2年度において審査したもの | 41 |
| (3) 令和2年度において却下したもの | 41 |
| (4) 令和2年度において取下げのあったもの | 41 |
| 2 不利益処分に関する審査請求 | 41 |
| (1) 令和2年度において裁決したもの | 41 |
| (2) 令和2年度において審査したもの | 41 |
| (3) 令和2年度において却下したもの | 41 |
| (4) 令和2年度において取下げのあったもの | 41 |
| (5) 令和2年度において打ち切ったもの | 41 |
| 3 苦情処理 | 42 |
| 4 公公平委員会事務受託地方公共団体一覧 | 42 |
| 第7章 職員団体関係業務 | 43 |
| 1 職員団体の登録 | 44 |
| (1) 県関係 | 44 |
| (2) 受託地方公共団体関係 | 44 |
| 2 管理職員等の範囲の指定 | 46 |
| (1) 県関係 | 46 |
| (2) 受託地方公共団体関係 | 46 |
| 第8章 労働基準監督機関関係業務 | 48 |
| 1 労働基準監督機関職権行使者 | 49 |
| 2 労働基準法別表第1の事業区分 | 49 |
| 3 労働基準法に基づく諸届の受理等 | 49 |
| 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等 | 49 |

第 1 章

人事委員会關係

第1章 人事委員会関係

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例（昭和26年6月11日条例第34号）により設置された。

2 人事委員会の組織と権限

(1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分の審査請求に対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

(2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

| | |
|----------------------------|--|
| 行 政 權 限 | 人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。 |
| | 給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 |
| | 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。 |
| | 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。 |
| | 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について議会及び長に勧告すること。 |
| | 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。 |
| | 職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。 |
| | 職員の苦情を処理すること。 |
| | 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。 |
| 準 立 法 的 權 限 | 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。 |
| 準 司 法 的 權 限 | 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。 |
| | 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。 |
| | 学校医等の公務災害補償に関する審査請求を審査すること。 |

3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

| 職・氏名 | 就任年月日 | 任期 | 備考 |
|----------------|-------------|-------------|-------------------------------|
| 委員長 秋山 義信 | 平成26年10月13日 | 令和 4年10月12日 | 2期目 平成30年11月1日から委員長 |
| 委員長職務代理者 武井 祐子 | 平成30年 7月16日 | 令和 4年 7月15日 | 1期目 平成30年11月6日から委員長職務代理者 |
| 委 員 吉松 裕子 | 令和元年10月 6日 | 令和 5年10月 5日 | 1期目 令和元年10月18日から労働基準監督機関職権行使者 |

4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。会議は、委員全員が出席しなければ開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるとときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(1) 令和2年度人事委員会開催状況

| 区分 | 令和2年度 |
|------|-------|
| 会議 | 29回 |
| 議案 | 96件 |
| 報告事項 | 42件 |
| その他 | 30件 |

(2) 令和2年度人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

令和2年度人事委員会議事一覧表

| 月日(曜) 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|-------------|---|---|
| 4／8 (水) | 1 議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 議第5号 議第6号 報告事項 その他 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別休暇の取扱いの一部改正について 令和2年度岡山県職員A採用試験の実施について 令和2年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 令和2年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験問題の決定について 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験受験資格の変更について 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の第一次試験の実施について (1) 令和元年第2号審査請求事案に係る再答弁書等の受理等について (2) 令和元年度苦情相談（下半期）の処理状況について (3) 令和2年職種別民間給与実態調査について (4) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要について (5) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について ・令和2年第1号措置要求事案の争点整理について ・中国地方人事委員会協議会委員全員会議について ・令和2年度に実施する採用試験に係る採用予定者数等について |
| 5／11 (月) | 2 議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 議第11号 議第12号 報告事項 その他 | 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について 通勤手当に関する規則の一部改正について 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の第一次試験の変更について 令和2年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題（衛生）の決定について 令和2年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について (2) 令和元年第2号審査請求事案に係る再反論書の受理について (3) 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）岡山会場の第一次試験の変更について (4) 岡山県警察官採用試験に係る実施計画（令和2年度第1回）の変更承認について ・令和2年第1号措置要求事案に係る判定書骨子（案）について |

| 月日(曜) 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|-------------|---|---|
| 6／1 (月) | 3 議第13号 議第14号 議第15号 議第16号 議第17号 議第18号 議第19号 議第20号 議第21号 議第22号 報告事項 その他 | 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 条例案に対する人事委員会の意見について 給料の調整額に関する規則等の一部改正について 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の第二次試験の変更について 令和2年度第1回岡山県警察官採用試験の第二次試験の変更について 令和2年度岡山県職員A採用試験の第一次試験の変更について 令和2年度岡山県警察行政職員A採用試験の第一次試験の変更について 岡山県警察官採用試験に係る実施計画（令和2年度第2回）の変更承認について 令和2年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 令和2年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験の実施について (1) 令和2年職種別民間給与実態調査の実施方針について (2) 令和2年度岡山県職員A採用試験の申込状況について ・令和元年第2号審査請求事案に係る争点整理について ・委員視察について ・令和2年人事委員会勧告日に係る日程調整について |
| 6／17 (水) | 4 議第23号 議第24号 報告事項 その他 | 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）第二次試験の課題の決定について (1) 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について ・令和元年第2号審査請求事案裁決書骨子（案）について ・令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施状況について |
| 7／8 (水) | 5 議第25号 議第26号 議第27号 議第28号 | 令和元年第2号審査請求事案に係る審査の終了について 令和元年第2号審査請求事案に係る裁決書（案）について 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 職務に専念する義務の免除に関する特例承認について |

| 月日(曜) | 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|-------------|---|---|---|
| | | 議第29号 議第30号 その他 | 学校の夏季休業期間短縮に係る特別休暇について 令和2年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験の実施について ・委員視察について ・令和2年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験の確認について |
| 7／17 (金) | 6 | 議第31号 議第32号 議第33号 議第34号 報告事項 その他 | 令和元年第2号審査請求事案に係る裁決書（案）について 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 令和2年度岡山県職員A採用試験（アピール型）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施について (1) 令和2年第1号措置要求事案に係る資料の受理等について ・令和2年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験の結果について |
| 7／28 (火) | 7 | その他 | ・委員視察について ・岡山県職員A採用試験第二次試験の実施について |
| 8／18 (火) | 8 | 議第35号 議第36号 議第37号 報告事項 | 令和2年第1号措置要求事案に係る審査の終了等について 令和2年度第1回岡山県警察官採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和2年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について (2) 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の変更について |
| 8／28 (金) | 9 | 議第38号 議第39号 議第40号 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 令和2年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |

| 月日(曜) | 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|-------------|----|--|---|
| | | 議第41号 | 令和2年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験第一次試験問題の決定について |
| 9／3 (木) | 10 | 議第42号 報告事項 その他 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 労働者死傷病報告について ・令和2年第1号措置要求事案に係る骨子案について |
| 9／10 (木) | 11 | 議第43号 議第44号 議第45号 議第46号 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について 条例案に対する人事委員会の意見について 岡山県職員特殊勤務手当支給規則等の一部改正について 令和2年度岡山県職員A採用試験の追加実施について |
| 9／29 (火) | 12 | 議第47号 議第48号 議第49号 報告事項 その他 | 令和2年第1号措置要求事案に係る判定書（案）について 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験問題の決定について 令和2年度岡山県警察行政職員B採用試験の第一次試験合格者の決定について (1) 時間外勤務命令の特例適用に係る任命権者からの報告について (2) 令和2年度勤務条件等実態調査（前期）について (3) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について ・令和2年度教職員の勤務実態調査結果について ・岡山県警察官採用試験事務に関する権限委任について |
| 10／8 (木) | 13 | 議第50号 報告事項 その他 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和2年度（上半期）苦情相談の処理状況について (2) 解雇予告の除外認定について ・令和2年人事委員会勧告日等に係る日程調整について |

| 月日(曜) 回 | | 議事番号 | 議題名等 |
|--------------|----|---------------------------------------|--|
| 10/15 (木) | 14 | 議第51号 報告事項 その他 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和2年職種別民間給与実態調査の実施状況について（先行調査） (2) 令和2年度第2回岡山県警察官採用試験第一次試験の確認及び結果について ・令和2年第1号措置要求事案に係る判定書に対する質問について |
| 10/21 (水) | 15 | 議第52号 議第53号 報告事項 その他 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について 岡山県警察官採用試験事務に関する権限委任について（回答） (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について (2) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について ・岡山県職員共闘会議会見（10月22日）について ・岡山県警察官採用試験（集団面接）と警察学校初任科成績について |
| 10/22 (木) | 16 | 議第54号 議第55号 議第56号 議第57号 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について 令和2年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験作文試験の課題の決定について 令和2年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験 作文試験の課題の決定について 岡山県警察官採用試験事務に関する権限委任について（回答） |
| 11/5 (木) | 17 | 議第58号 報告事項 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和2年職種別民間給与実態調査の実施状況について（月例給関係） (2) 岡山県公務共闘会議からの要請書受取の概要について |
| 11/10 (火) | 18 | 議第59号 議第60号 報告事項 その他 | 職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成28年第1号不服申立事案に係る審査の方針について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について ・令和2年第1号措置要求事案に係る判定書に対する質問への対応について |

| 月日(曜) 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|--------------|---|--|
| 11/19 (木) | 19 議第61号 議第62号 議第63号 議第64号 報告事項 その他 | 短時間勤務会計年度任用職員に係る令和2年12月期の期末手当の算定について 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特別休暇について 令和2年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験 に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第二次試験の問題の決定について (1) 都道府県人事委員会等の報告及び勧告の概況について ・警察官採用試験の警察本部への委任について |
| 11/30 (月) | 20 議第65号 議第66号 議第67号 | 条例案に対する人事委員会の意見について 令和2年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験 に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 任命権者に委任する競争試験の範囲の一部改正の公示等について |
| 12/9 (水) | 21 議第68号 議第69号 議第70号 議第71号 議第72号 | 勤務条件に関する措置要求の受理等について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正について 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和2年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和2年度岡山県職員A採用試験（追加実施分）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| 12/17 (木) | 22 議第73号 議第74号 議第75号 報告事項 その他 | 岡山県職員特殊勤務手当支給規則附則第7項第3号の規定による承認について 岡山県警察官等採用試験に係る実施基準等の一部改正及び廃止する協定書等 について 岡山県警察官採用試験に係る実施基準等の承認について (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る証拠の受理について ・行政手続における押印の見直しについて |

| 月日(曜) 回 | 議事番号 | 議題名等 |
|-------------|---|--|
| 1／14 (木) | 23 議第76号 議第77号 | 平成28年第1号不服申立事案に係る審査について 岡山県職員等採用試験の結果に係る簡易な開示請求等に関する事務取扱要領等の一部改正について 報告事項 (1) ラスパイレス指数の状況について (2) 都道府県人事委員会等の報告・勧告の状況について (3) 令和2年第2号措置要求事案に係る釈明書及び措置要求書記載事項変更届の受理について その他 ・採用試験の見直しについて ・岡山県職員A採用試験（アピール型）第二次試験の見直しについて |
| 1／28 (木) | 24 議第78号 議第79号 | 岡山県警察官採用試験に係る実施計画の承認について 令和3年度岡山県職員等採用試験実施計画について 報告事項 (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る釈明書等の受理について (2) 令和2年第2号措置要求事案に係る意見書の受理について その他 ・平成28年第1号不服申立事案の争点整理について |
| 2／12 (金) | 25 議第80号 議第81号 議第82号 議第83号 議第84号 | 警察本部からの職員の併任解除に伴う協議について 警察本部からの職員の併任解除に伴う任免について 平成28年第1号不服申立事案に係る審査について 令和2年第2号措置要求事案に係る求釈明等について 令和3年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施について 報告事項 (1) 令和2年第2号措置要求事案に係る意見書の受理について その他 ・試験区分名の変更について |
| 2／25 (木) | 26 議第85号 議第86号 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別休暇の取扱いの一部改正について 平成28年第1号不服申立事案に係る審査の終了について |

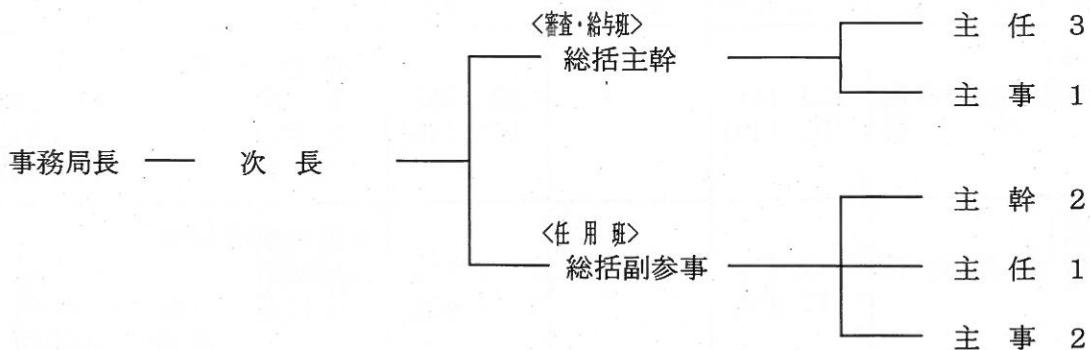
| | | | |
|-------------|----|---|---|
| | | 報告事項 その他 | (1) 令和2年第2号措置要求事案に係る釈明書等の受理について (2) 令和2年度勤務条件等実態調査（後期）について ・平成28年第1号不服申立事案に係る裁決書骨子（案）について |
| 3／8 (月) | 27 | 議第87号 議第88号 議第89号 報告事項 その他 | 平成28年第1号不服申立事案に係る裁決書（案）について 令和2年第2号措置要求事案に係る審査について 公文書一部開示決定に対する審査請求への弁明等について (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る上申書の受理について (2) 令和2年第2号措置要求事案に係るあっせん結果の概要について (3) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について ・岡山県人事委員会の会議の議事に関する手続について |
| 3／22 (月) | 28 | 議第90号 議第91号 議第92号 議第93号 議第94号 議第95号 議第96号 報告事項 | 令和3年4月1日人事異動に伴う協議について 令和3年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 職制改正等に伴う人事委員会規則の一部改正について 寒冷地手当の運用についての一部改正について 平成28年第1号不服申立事案に係る裁決書（案）について 令和2年第2号措置要求事案に係る審査について 審査請求の却下について (1) 令和3年4月1日人事異動に伴う協議の委員長専決について |
| 3／26 (金) | 29 | 議第97号 議第98号 | 平成28年第1号不服申立事案に係る裁決書（案）について 令和2年第2号措置要求事案に係る判定書（案）について |

第 2 章

事務局の組織及び分掌事務等

第2章 事務局の組織及び分掌事務等

1 事務局の組織



(令和2年4月1日現在)

2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人
人事委員会事務局の職員現員 13人
〔岡山県職員等定数条例第2条6号〕

3 事務局の事務分掌

| 班 | 事務 分掌 |
|--------|--------------------------|
| 審査・給与班 | 1 事務局職員の任免その他人事に関すること |
| | 2 予算経理及び物品出納に関すること |
| | 3 審査請求・措置要求に関すること |
| | 4 分限・懲戒及び服務の手続に関すること |
| | 5 勤務時間その他の勤務条件に関すること |
| | 6 労働基準監督に関すること |
| | 7 職員団体に関すること |
| | 8 給与等に関する報告及び勧告に関すること |
| | 9 民間給与実態調査に関すること |
| | 10 職員給与実態調査に関すること |
| | 11 給料表及び初任給・昇格・昇給等に関すること |
| | 12 諸手当その他給与制度に関すること |
| 任用班 | 1 採用試験に関すること |
| | 2 選考に関すること |
| | 3 臨時の任用に関すること |

4 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2) のとおり

5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3) のとおり

6 令和2年度予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位:千円)

| 分類 事項名 | 予算額 ()は前年 | 財源内訳 | | 説明 |
|---------------------|----------------------|--------------|----------------------|---|
| | | 特定 | 一般 | |
| (義務) 人事委員会事務局職員費 | 104,757 (92,149) | | 104,757 (92,149) | 事務局人件費 給料 48,101 諸手当 37,815 共済費 18,841 |
| (一般) 人事委員会費 | 7,379 (7,436) | | 7,379 (7,436) | 委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長: 日額 35,000円 月額 45,000円 委員: 日額 30,000円 月額 35,000円 |
| (一般) 人事委員会事務局運営費 | 17,777 (17,646) | 462 (464) | 17,315 (17,182) | 事務局運営費 17,315 受託公平委員会費 462 10市12町村36一部事務組合に係る公平委員会の受託事務費(年額) 市 @30×10団体 町村(百人以上) @ 9×6団体 町村(百人未満) @ 6×6団体 一部事務組合 @ 2×36団体 |
| 事務局計 | 129,913 (117,231) | 462 (464) | 129,451 (116,767) | |

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

| 規則番号 | 公年月布日 | 規則名 | 内 容 | 施行年月日 (適用年月日) |
|------|----------|--|---|---------------------|
| 10 | R2.5.15 | 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導等を受ける場合等の職務専念義務免除について、有給休暇とする等所要の改正を行う。 | R2.5.15 (R2.4.1) |
| 11 | R2.5.15 | 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 | 職員が月の途中から休職、育児休業等となり、その翌月に復職等した場合については通勤手当を返納させないこととする等所要の改正を行う。 | R2.5.15 (R2.4.1) |
| 12 | R2.6.2 | 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 関係地方公共団体における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。 | R2.6.2 |
| 13 | R2.7.7 | 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 | 児童相談所に勤務する専ら心理判定に従事する職員又は専ら児童の保護及び生活指導の業務に従事する職員に対する調整額を改める等所要の改正を行う。 | R2.7.7 (R2.4.1) |
| 14 | R2.7.7 | 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 家畜伝染病予防法の改正に伴い、所要の改正を行う。 | R2.7.7 |
| 15 | R2.10.6 | 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 | 新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給することとする改正を行う。 | R2.10.6 (R2.2.1) |
| 16 | R2.10.23 | 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 美作養護老人ホーム組合の解散に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。 | R2.10.23 |
| 17 | R2.12.18 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 特別休暇のうち、家族休暇(子の看護等)について、障がいのある子については、満18歳に達する日以後最初の3月31日まで拡大することにより、子育てに配慮した雰囲気の醸成を図るため、対象の追加及び日数の拡充をする改正を行う。 | R3.1.1 |
| 1 | R3.2.5 | 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 | 八ヶ郷合同用水組合の公平委員会事務を新たに受託したことに伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。 | R3.2.5 |
| 2 | R3.3.9 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正に伴い、所要の改正を行う。 | R3.3.12 |
| 3 | R3.3.9 | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正に伴い、所要の改正を行う。 | R3.3.12 |

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

| 規則番号 | 公年月日 | 規則名 | 内容 | 施行年月日 (適用年月日) |
|------|---------|-------------------------------|---------------------|---------------------|
| 4 | R3.3.23 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正に伴い、所要の改正を行う。 | R3.3.26 |
| 5 | R3.3.31 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。 | R3.4.1 |
| 6 | R3.3.31 | 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。 | R3.4.1 一部R3.3.31 |
| 7 | R3.3.31 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正に伴い、所要の改正を行う。 | R3.4.1 |
| 8 | R3.3.31 | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。 | R3.4.1 |

(資料3)

条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

| 年月日 | 条 例 案 | 意 見 |
|----------|--|-----------|
| R2.6.11 | 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 | 異議なし |
| R2.9.10 | 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 | 異議なし |
| R2.11.30 | 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。) | 適当であると認める |

第 3 章

任用關係業務

1 採用試験

(1) 実施日程

第3章 任用関係業務

| 試験名 | 公示日 | 申込受付期間 | 第一次試験会場 | 第二次試験会場 | 最終合格発表日 |
|---|--|--------------|--|---|---------|
| 岡山県職員A採用試験 | 4月24日 | 4月24日～5月22日 | 6月28日 岡山大学 ビジョンセンター浜松町 | 7月21日～7月22日、 7月27日～7月29日、 8月16日～8月22日 | 8月31日 |
| 岡山県職員A採用試験（追加） | 9月18日 | 9月18日～10月16日 | 岡山県庁分庁舎 | 11月25日、 12月5日 | 12月15日 |
| 岡山県職員A採用試験（アピール型） | 3月1日 | 3月1日～3月31日 | 6月1日～6月15日 <基礎能力試験(SPI)> SPIテストセンター | 7月4日～7月5日 | 7月20日 |
| 岡山県職員B採用試験 | 7月3日 | 7月3日～8月21日 | 9月27日 岡山大学 | 10月30日～10月31日 11月2日～11月4日 ～11月5日 | 11月20日 |
| 市町村立小・中学校事務職員採用試験 | | | 10月18日 岡山商科大学 都道府県会館 | 11月27日～11月29日 | 11月29日 |
| 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験 | 8月11日 | 8月11日～9月18日 | 11月1日 岡山県庁分庁舎 | 11月30日～12月1日 | 12月15日 |
| 障がい者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員 採用試験 | 8月11日 | 8月11日～9月23日 | 11月1日 岡山県庁分庁舎 | 11月30日～12月1日 | 12月15日 |
| 岡山県警察官等採用試験 | 警察官A (令和2年10月採用) 警察官B (令和2年10月採用) 警察官A (令和2年10月採用) 警察行政職員A | 3月1日～4月3日 | 6月21日 岡山県警察学 岡山中央警察署 岡山西警察署 倉敷警察署 玉島警察署 6月13日、14日 岡山県警察学校 | 8月9日～8月12日 | 8月19日 |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 試験名 | 公示日 | 申込受付期間 | 第一次試験日場 | 第二次試験日 | 最終合格発表日 |
|-------------|--------------------|---------------------------------|---|-------------------------------------|---------|
| 岡山県警察官等採用試験 | 警察官 A (男性・女性) | 7月 3日 7月 3日 ～ 8月 14日 | 9月 20日 岡山大学 9月 19日、21日 岡山県警察学校 | 11月 14日 ～ 11月 15日、 11月 17日 | 12月 3日 |
| | 警察官 B (男性・女性) | | | | |
| | 警察行政職員 B | 7月 3日 7月 3日 ～ 8月 14日 | 9月 27日 岡山大学 | 11月 15日 | 12月 3日 |
| | 警察行政職員 (障がい者対象) | 8月 11日 8月 11日 ～ 9月 23日 | 11月 1日 岡山県庁分庁舎 | 11月 30日 ～ 12月 1日 | 12月 15日 |

(2) 受験資格及び試験方法

| 試験区分 | 受験資格 | 第一次試験 | 第二次試験 | 第三回試験 |
|---------------|---|---|----------------------|--------------|
| <県職員A> | 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する教員は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 ①と同等と認められる者 ②と同等と認められる者 | 教養試験一式 専門試験一式 適性検査 | 2時間30分 2時間 2時間 | 口述試験 |
| <県職員A(追加)> | 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する教員は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 ①と同等と認められる者 ②と同等と認められる者 | 教養試験一式 専門試験一式 適性検査 | 2時間 2時間 2時間 | 口述試験 |
| <県職員A(アビーラ型)> | 平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する教員は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 ①と同等と認められる者 ②と同等と認められる者 | 基礎能力試験(SPI3) アピールシート試験 (様式を提出) | 1時間10分 1時間 1時間 | 口述試験 |
| <県職員B> | 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する教員は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 ①と同等と認められる者 ②と同等と認められる者 | 教養試験一式 専門試験一式 適性検査 | 2時間 2時間 2時間 | 作文試験 口述試験 |
| 市町村立小・中学校職員等 | A B | 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 | | |

| 試験区分 | 受験資格 | 第一次試験 | 第一次試験 | 第二次試験 |
|------------------------|--|--|----------------------------|----------------------|
| 社会人経験者等対象 県職員、土木職員 | 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ・県職員・市町村立小・中学校教員等 | ・教養試験一式試験専門試験(土木のみ) ・論文試験(行政のみ) ・適性検査点(行政のみ) | ・1時間30分 ・2時間 ・1時間30分 | ・口述試験 ・論文試験(土木のみ) |
| 障がい者対象の 県職員、土木職員 | ①平成2年4月2日までに生まれた者 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けて いる身体障害者手帳 ア 事並産業医に記載された表に該当する障害者手帳 イ 事並す産業医に記載された見書き エ 児童相談所等による事等が準拠する知的障害者手帳 オ 精神障害者保健福祉手帳 カ 活字印刷の出題に応える者(点字による出題には県職員に限る) | ・教養試験一式試験専門試験(土木のみ) ・論文試験(行政のみ) ・適性検査点(行政のみ) | ・2時間 ・1時間 | ・口述試験 |
| 警察(男性・女性) 令和2年10月採用 | ・昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに 該当する者 ①学習能力が他の者と同等である者 ②①と同等である者 | ・教養試験一式試験専門試験(土木のみ) ・論文試験(行政のみ) ・適性検査点(行政のみ) | ・2時間 ・1時間30分 ・3時間程度 | ・口述試験 ・身体検査2 |
| 警察(男性・女性) 令和2年10月採用 | ・昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ただし、次のいずれかに該当する者 ①警察官A(令和2年10月採用)の受験資格を有する者 ②学校教育法による大学(短期大学を除く。)及び高等 等学校を令和2年10月1日から3月31日までに卒業した 見込みの者(岡山県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) | ・教養試験一式試験専門試験(土木のみ) ・論文試験(行政のみ) ・適性検査点(行政のみ) | ・2時間 ・1時間 ・3時間程度 | ・口述試験 ・身体検査2 |

| 試験区分 | 受験格 | 第一次試験 | 第二次試験 |
|-------------------|--|--|---|
| 警察官 (男性・女性) | A ・昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するものによる大学(短期大学を除く。)を卒業した者 ①と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・道文性検査 ②身体格加点 ・身体見込みの者 | 教養試験式試験査驗点 ・論述試験 1時間30分 3時間程度 |
| | B ・昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①②)に該当しないもの | 教養試験式試験査驗点 ・道文性検査 ③身体格加点 ・身体見込みの者 | 教養試験式試験査驗点 ・論述試験 1時間 3時間程度 |
| 警察行政職員 (男性・女性) | A ・平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ①と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・道文性検査 ②③と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・論述試験 1時間30分 2時間30分 |
| 警察行政職員 (男性・女性) | B ・平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ①と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・道文性検査 ②③と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・論述試験 1時間 2時間 |
| 障がい者対象職員 | ・掲げる全ての要件を満たす者 ①と同等と認める者 | 教養試験式試験査驗点 ・道文性検査 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けた者 アイ ・身体障害者手帳 ・身体障害者の医師が作成した、表に記載する該当する種類の障害に該当する者 ・精神障害者手帳 ・精神障害の医師が作成した、表に記載する該当する種類の障害に該当する者 | 教養試験式試験査驗点 ・論述試験 1時間 2時間 |
| 等 | | | |

(3) 特徴と受験者の確保（6月一次試験実施分）では対前年比約6.7%増、県職員Bについては約12.1%増であった。
（ア）受験者は警官（6月は約13.9%増）と県職員（6月は約13.9%増）となつた。
（イ）受験者の確保に向けて採用説明会（5月、7月、9月）ではインスタライブを活用して開催した。また、職種ごとの仕事説明・座談会（2月、3月）に実施方法を一部変更して開催する等、参加者の利便性の向上を図った。

2 採用及び昇任の選考結果

| 給料表 | 等級 | 採用 | | | | | | 昇任 | | | | | | |
|------------|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|----|----|----|-----|----|-----|
| | | 知事 | 教育 | 警察 | 企業局 | 議会 | その他 | 合計 | 知事 | 教育 | 警察 | 企業局 | 議会 | その他 |
| 行政職 | 9 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 8 | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 1 | 6 | | | | | 7 | | | | | | |
| | 5 | | 2 | | | | | 2 | | | | | | |
| | 4 | 1 | 2 | | | | | 3 | | | | | | |
| | 3 | 2 | 7 | | | | | 9 | | | | | | |
| | 2 | 7 | 2 | 1 | | | | 10 | | | | | | |
| | 1 | 19 | 3 | 4 | | | | 26 | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 研究職 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 3 | | | | | | 3 | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 医療職 (一) | 3 | 2 | | | | | | 2 | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 3 | | | | | | 3 | | | | | | |
| | 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 医療職 (二) | 6 | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 医療職 (三) | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 12 | | | | | | 12 | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 公安職 | 8 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| | 7 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | |
| | 6 | | 3 | | | | | 3 | | | | | | |
| | 5 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | |
| | 4 | | 11 | | | | | 11 | | | | | | |
| | 3 | | 2 | | | | | 2 | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | 4 | | | | | 4 | | | | | | |
| | 合計 | 53 | 22 | 28 | | | | 103 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 33 | | | | | 33 |

第 4 章

給与関係業務

第4章 紹与関係業務

1 職員紹与の実態

令和2年4月1日現在における一般職の職員（企業職員等を除く。）の紹与等の実態を調査した。その結果は、次のとおりである。

(1) 紹料表別、性別、学歴別の職員構成

| 給料表 | 区分 | 計 | 性別 | | 学歴別 | | | |
|--------|------------|---------------------------|----------------|---------------|----------------|------------|---------------|----------|
| | | | 男性 | 女性 | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 |
| 全給料表 | 職員数 構成比 | 人 19,287 % 100.0 | 11,769 61.0 | 7,518 39.0 | 16,433 85.2 | 703 3.6 | 2,146 11.1 | 5 0.0 |
| 行政職 | 職員数 構成比 | 人 4,877 % 25.3 | 3,325 68.2 | 1,552 31.8 | 3,561 73.0 | 314 6.4 | 998 20.5 | 4 0.1 |
| 公安職 | 職員数 構成比 | 人 3,573 % 18.5 | 3,175 88.9 | 398 11.1 | 2,326 65.1 | 169 4.7 | 1,077 30.1 | 1 0.0 |
| 教育職(一) | 職員数 構成比 | 人 3,814 % 19.8 | 2,176 57.1 | 1,638 42.9 | 3,671 96.3 | 72 1.9 | 71 1.9 | - - |
| 教育職(二) | 職員数 構成比 | 人 58 % 0.3 | 35 60.3 | 23 39.7 | 57 98.3 | 1 1.7 | - - | - - |
| 小中教育職 | 職員数 構成比 | 人 6,476 % 33.6 | 2,789 43.1 | 3,687 56.9 | 6,354 98.1 | 122 1.9 | - - | - - |
| 研究職 | 職員数 構成比 | 人 223 % 1.2 | 179 80.3 | 44 19.7 | 220 98.7 | 3 1.3 | - - | - - |
| 医療職(一) | 職員数 構成比 | 人 26 % 0.1 | 19 73.1 | 7 26.9 | 26 100.0 | - - | - - | - - |
| 医療職(二) | 職員数 構成比 | 人 134 % 0.7 | 67 50.0 | 67 50.0 | 119 88.8 | 15 11.2 | - - | - - |
| 医療職(三) | 職員数 構成比 | 人 106 % 0.5 | 4 3.8 | 102 96.2 | 99 93.4 | 7 6.6 | - - | - - |

注1：再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

| 区分 給料表 | 職員数 | 年齢 | 経験年数 | 給料 | 扶養手当 | 地域手当 | 計 |
|-----------|--------|------|------|---------|--------|--------|---------|
| | 人 | 歳 | 年 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 全 給 料 表 | 19,287 | 41.9 | 19.3 | 347,964 | 9,682 | 3,924 | 361,570 |
| 行 政 職 | 4,877 | 43.3 | 21.0 | 337,273 | 10,141 | 6,568 | 353,982 |
| 公 安 職 | 3,573 | 38.0 | 16.5 | 325,751 | 13,753 | 6,071 | 345,575 |
| 教 育 職 (一) | 3,814 | 45.0 | 21.9 | 377,586 | 9,540 | 4,653 | 391,779 |
| 教 育 職 (二) | 58 | 41.0 | 17.8 | 358,983 | 10,509 | 4,236 | 373,728 |
| 小 中 教 育 職 | 6,476 | 41.2 | 18.2 | 350,529 | 7,276 | - | 357,805 |
| 研 究 職 | 223 | 43.9 | 19.3 | 356,218 | 11,661 | 5,423 | 373,302 |
| 医 療 職 (一) | 26 | 40.3 | 13.8 | 432,392 | 8,077 | 75,286 | 515,755 |
| 医 療 職 (二) | 134 | 45.0 | 19.4 | 347,026 | 7,216 | 4,080 | 358,322 |
| 医 療 職 (三) | 106 | 40.1 | 17.1 | 323,158 | 2,448 | 2,365 | 327,971 |

注：給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

(1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した257の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

なお、令和2年については、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

| 産業 | 企業規模 | 規 模 計 | | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
|-----------------------------|------|-------|-----|--------|------------------|--------|
| | | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 |
| 産業計 | | 225 | | 81 | 102 | 42 |
| 農業、林業、漁業 | | 2 | | 0 | 0 | 2 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業 | | 10 | | 2 | 7 | 1 |
| 製造業 | | 104 | | 35 | 51 | 18 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業 | | 43 | | 21 | 18 | 4 |
| 卸売業、小売業 | | 23 | | 5 | 14 | 4 |
| 金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業 | | 10 | | 7 | 2 | 1 |
| 教育、学習支援業、医療、福祉、サビス業 | | 33 | | 11 | 10 | 12 |

(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

| 職種 | 学歴 | 企業規模 | 規 模 計 | | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
|-------|-----|------|---------|---|-----------|------------------|-----------|
| | | | 大学卒 | 円 | 201,596 円 | 192,571 円 | 194,090 円 |
| 新卒事務員 | 短大卒 | | 176,509 | | 176,206 | 176,761 | 176,647 |
| | 高校卒 | | 162,855 | | 165,000 | 161,554 | 160,667 |
| | 大学卒 | | 199,438 | | 207,040 | 196,364 | 189,998 |
| 新卒技術者 | 短大卒 | | 180,171 | | 183,139 | 180,202 | 174,504 |
| | 高校卒 | | 165,569 | | 165,058 | 167,993 | 159,119 |

| | | | | | |
|----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 新卒事務員 及び 新卒技術者 | 大学卒 | 197,726 | 203,234 | 193,898 | 192,455 |
| | 短大卒 | 177,935 | 178,419 | 178,234 | 175,682 |
| | 高校卒 | 164,080 | 165,025 | 164,723 | 160,040 |

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況

ア 家族手当

| 支 給 の 有 無 | 事 業 所 割 合 | |
|---------------|-----------|---------|
| | 岡 山 県 | 全 国 |
| 家族手当制度がある | 79.0% | 75.9% |
| 配偶者に家族手当を支給する | (87.3%) | (79.1%) |
| 家族手当制度がない | 21.0% | 24.1% |
| 扶養家族の構成別支給月額 | 配偶者 | 12,960円 |
| | 配偶者と子1人 | 18,084円 |
| | 配偶者と子2人 | 22,906円 |
| | | 12,711円 |
| | | 19,454円 |
| | | 25,778円 |

注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

注：2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

イ 特別給（賞与及び臨時給与）

| 項 目 | 区 分 | 岡 山 県 | 全 国 | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 事務・技術等従業員 | 事務・技術等従業員 | 技能・労務等従業員 |
| 平均所定内給与月額 | 下半期(A1) | 329,312 円 | 384,601 円 | 279,392 円 |
| | 上半期(A2) | 328,881 円 | 384,277 円 | 277,364 円 |
| 特別給の支給額 | 下半期(B1) | 728,103 円 | 832,961 円 | 540,284 円 |
| | 上半期(B2) | 732,897 円 | 884,391 円 | 512,498 円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期(B1/A1) | 2.21 月分 | 2.17 月分 | 1.93 月分 |
| | 上半期(B2/A2) | 2.23 月分 | 2.30 月分 | 1.85 月分 |
| | 年 間 計 | 4.44 月分 | 4.46 月分 | |

注：下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和2年10月29日及び同年11月12日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

| 民間給与（A） | 職員給与（B） | 較差（A-B） |
|----------|----------|--------------|
| 374,113円 | 374,189円 | △76円（△0.02%） |

注：民間給与、職員給与とともに、令和2年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に關係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

（ア）給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに上回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定を行わないこととした。

（イ）期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るために、年間の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とするとしてする。支給月数の引下げ分について、本年度は、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降は、6月期と12月期の期末手当の支給月数が同一となるよう配分することとする。

なお、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様とする。

イ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適當である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民

の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれでは、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

| 職種 | 要件 |
|------------|--|
| 支店長 工場長 | <ul style="list-style-type: none"> 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長 |
| 部長 | <ul style="list-style-type: none"> 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 |
| 部次長 | <ul style="list-style-type: none"> 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者 |
| 課長 | <ul style="list-style-type: none"> 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職 |
| 課長代理 | <ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者 |
| 係長 | <ul style="list-style-type: none"> 係の長及び係長級専門職 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者 |
| 主任 | <ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者 |
| 係員 | <ul style="list-style-type: none"> 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者 |

別表第2 公民給与の比較における対応関係

| 行政職給料表 | | 民間事業所 | | |
|--------|-----------|----------------|----------------------|----------------|
| 職務の級 | 標準的な職務(例) | 企業規模500人以上の事業所 | 企業規模100人以上500人未満の事業所 | 企業規模100人未満の事業所 |
| 9級 | 本庁部長 | 支店長、工場長、部長、部次長 | | |
| 8級 | 本庁部次長 | | 支店長、工場長、部長、部次長 | |
| 7級 | 本庁困難課長 | 課長 | | 支店長、工場長、部長、部次長 |
| 6級 | 本庁課長 | | 課長 | |
| 5級 | 副参事 | 課長代理 | 課長 | 課長 |
| 4級 | 主幹 | 係長 | 課長代理 | 課長代理 |
| 3級 | 主任 | | 係長 | 係長 |
| 2級 | | 主任 | 主任 | 主任 |
| 1級 | 主事 技師 | 係員 | 係員 | 係員 |

(3) 勧告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和2年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.05月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 令和3年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、第1のイについては、令和3年4月1日から実施すること。

4 勧告実施の状況

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合の0.05月分引下げを勧告し、そのとおり実施された。

第 5 章

勤務条件関係等業務

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての制定について（令和元年10月25日岡人委第268号）の一部を次のとおり改正した。

「人事院規則10-4 第24条第2項並びに人事院規則10-7 第5条及び第7条の規定により職務専念義務を免除される非常勤職員の給与の取扱いについて（通知）（令和2年4月1日給3-59号人事院事務総局給与第三課長通知）」により、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合及び妊娠中の女性の通勤時の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の職務専念義務免除について、有給とする解釈が示されたことから、国の制度との均衡を図るため、本県において無給休暇と規定している上記の場合について有給休暇とする等所要の改正を行った。（適用：令和2年4月1日）

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年1月31日岡人委第42号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての制定について（令和元年10月25日岡人委第268号）の一部を次のとおり改正した。

特別休暇のうち、家族休暇（子の看護等）について、障がいのある子については、満18歳に達する日以後最初の3月31日まで拡大することにより、子育てに配慮した雰囲気の醸成を図るため、対象の追加及び日数の拡充をする等所要の改正を行った。（適用：令和3年1月1日）

2 服務

令和2年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

3 その他

知事部局、警察本部及び教育委員会が規定する組織規則の改正に伴い、職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）を改正した。（適用：令和3年4月1日。警察本部については、令和3年3月31日）

第 6 章

公平審查關係業務

第6章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 令和2年度において判定したもの …… 1件
- (2) 令和2年度において審査したもの …… 2件
- (3) 令和2年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和2年度において取下げのあったもの …… なし

2 不利益処分に関する審査請求

〔 平成28年3月31日以前に申立てされたものは、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正以前の地方公務員法第49条の2に基づく不服申立て 〕

- (1) 令和2年度において裁決したもの …… 1件

| 令 和 元 年 第 2 号 審 査 請 求 事 案 | |
|---------------------------|-------------|
| 1 処 分 者 | 受託団体の長 |
| 2 処 分 の 内 容 | 懲戒免職処分 |
| 3 審 査 の 状 況 | |
| 審査請求年月日 | 令和元年11月 7 日 |
| | 書面審理 |
| 裁 決 年 月 日 | 令和2年 7月 17日 |
| 裁 決 内 容 | 処分承認 |

- (2) 令和2年度において審査したもの …… 2件（上記裁決をしたものを含む。）

| 平 成 28 年 第 1 号 不 服 申 立 事 案 | |
|----------------------------|--------------|
| 1 処 分 者 | 受託団体の長 |
| 2 処 分 の 内 容 | 懲戒停職処分（6月） |
| 3 審 査 の 状 況 | |
| 不服申立年月日 | 平成28年 3月 30日 |

- (3) 令和2年度において却下したもの……1件
- (4) 令和2年度において取下げのあったもの …… なし
- (5) 令和2年度において打ち切ったもの …… なし

3 苦情処理

令和2年度において苦情相談があつたもの …… 16件

(単位：件)

| 処理事項 | 制度説明 | アドバイス | 当局に伝達 | 調査申入れ | その他 | 計 |
|------|------|-------|-------|-------|-----|----|
| 任用関係 | | | 1 | | | 1 |
| 給与関係 | | | | | | |
| 勤務条件 | | 4 | 3 | | 1 | 8 |
| 福利厚生 | | | | | | |
| いじめ等 | 1 | | 2 | | 1 | 4 |
| その他 | | 3 | | | | 3 |
| 計 | 1 | 7 | 6 | | 2 | 16 |

4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

令和3年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

| 団体の種類 | 団体数 | 計 |
|--------|---|------|
| 市 | 井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市（10市） | |
| 町村 | 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町（12町村） | 58団体 |
| 一部事務組合 | 専任の職員を置いているすべての組合（35一部事務組合）及び1広域連合 | |

第 7 章

職員団体関係業務

第7章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

(1) 県関係

令和2年度に解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。新規登録をした職員団体は次のとおりであった（1件）。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（5件）。

① 新規登録

| 登録番号 | 団体名 | 登録年月日 |
|------|-----------|-----------|
| 58 | 新岡山県教職員組合 | R2. 7. 27 |

② 登録事項の変更

| 登録番号 | 団体名 | 登録変更年月日 | 変更内容 |
|------|--------------|-------------------------------------|----------------------|
| 1 | 岡山県職員労働組合 | R2. 7. 7 | 役員変更 |
| 2 | 岡山県教職員組合 | R2. 4. 20 | 役員変更 |
| 3 | 岡山県高等学校教職員組合 | R2. 4. 10 R2. 5. 18 R2. 10. 1 | 役員変更 役員変更 規約変更 |

(2) 受託地方公共団体関係

令和2年度に新規登録、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。解散した職員団体は次のとおりであった（1件）。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（11件）。

① 解散

| 登録番号 | 団体名 | 登録年月日 |
|------|-----------|------------|
| 44 | 新見市職員労働組合 | R2. 12. 31 |

② 登録事項の変更

| 登録番号 | 団体名 | 登録変更年月日 | 変更内容 |
|------|------------|------------|------|
| 6 | 浅口市職員労働組合 | R2. 10. 2 | 役員変更 |
| 33 | 浅口市職員組合 | R2. 10. 27 | 役員変更 |
| 36 | 自治労早島町職員組合 | R2. 11. 26 | 役員変更 |
| 48 | 総社市職員組合 | R2. 8. 12 | 役員変更 |
| 50 | 自治労新見市職員組合 | R2. 7. 3 | 役員変更 |
| 51 | 美咲町職員労働組合 | R2. 8. 19 | 役員変更 |

| | | | |
|----|--------------|-----------|-----------|
| 52 | 真庭市職員労働組合 | R2. 8. 19 | 役員変更・規約変更 |
| 54 | 高梁市幼児教育教職員組合 | R2. 4. 20 | 役員変更 |
| 55 | 井原市幼児教育教職員組合 | R2. 4. 10 | 役員変更 |
| 56 | 総社市幼児教育教職員組合 | R2. 4. 10 | 役員変更 |

2 管理職員等の範囲の指定

(1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

| 機 関 名 | | 新たな指定 | 指定の廃止 | 理 由 | 公布年月日 及び番号 |
|-------|------------|---|--|----------|---------------------|
| 知事部局 | 本 庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療統括監 ・新型コロナウイルス感染症対策監 ・主幹（法制班に属する者） ・主事（総務班に属する者で人事の事務を行うもの） | <ul style="list-style-type: none"> ・主幹（行政改革推進室に属する者） ・主任（地方創生推進室に属する者） | 職の新設及び廃止 | R 3. 3. 31 規則第5号 |
| 出先機関 | 農林水産総合センター | <ul style="list-style-type: none"> ・総括主幹（人事の事務を行う者） | <ul style="list-style-type: none"> ・参与 ・総括副参事（人事の事務を行う者） | 職の新設及び廃止 | |

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

| 公共団体 | 機 関 | | 新たな指定 | 指定の廃止 | 理 由 | 公布年月日 及び番号 |
|------|-------|------------|--------------|--------------------------------|----------|--------------------|
| 高梁市 | 市長部局 | 病院 | | 放射線室長 | 職の廃止 | R2. 6. 2 規則第12号 |
| | | 鶴寿荘 | 所長代理 | | 職の新設 | |
| 新見市 | 市長部局 | 本庁 | 秘書係長 広報係長 | | 職の新設 | |
| | | 養護老人ホーム | | 施設長 次長 参事 施設長補佐 主幹 | 施設及び職の廃止 | |
| | | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | | 職の新設 | |
| | | 監査委員事務局 | 主幹 | | 職の新設 | |
| | | | | | | |
| 備前市 | 教育委員会 | 認定こども園 | 副園長 | | 職の新設 | |
| | | 幼稚園 | | 総括主幹 園長 | 施設及び職の廃止 | |
| 瀬戸内市 | 市長部局 | こども園 | 園長 | | 施設及び職の新設 | |
| | | 児童館 | | 館長 | 施設及び | |

| | | | | | 職の廃止 |
|----------------|--------------|---------------|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 矢掛町 | 町長部局 | 本庁 | 総務防災課主幹 企画財政課主幹 秘書広報係長 | 総務企画課主幹 秘書係長 | 職の新設及び廃止 |
| | | 矢掛認定こども園 | 園長 | | 施設及び職の新設 |
| | 教育委員会 | 幼稚園 | | 園長 | 施設及び職の廃止 |
| 奈義町 | 町長部局 | 本庁 | 総務課参事 総務課副参事 | 総務課長代理 総務課長補佐 総務係長 財政広報係長 | 職の新設及び廃止 |
| 西粟倉村 | 村長部局 | 本庁 | 参事 | | 職の新設 |
| | 教育委員会 | 事務局 | 課長 | | 職の新設 |
| 久米南町 | 町長部局 | 本庁 | 総務企画課上席主幹（給与又は財政の事務を行う者に限る。） | | 職の新設 |
| 吉備中央町 | 町長部局 | 本庁 | 会計管理者 局長 総務主幹 財務主幹 | 部長 参与 総務係長 財務係長 | 職の新設及び廃止 |
| | | 認定こども園 | 園長 | | 施設及び職の新設 |
| | 教育委員会 | 総合スポーツ公園管理事務所 | | 所長 | 施設及び職の廃止 |
| 勝田郡老人福祉施設組合 | 塩手荘 (事務局) | | 事務局長 | 荘長 | 機関及び職の名称変更 |
| 岡山県後期高齢者医療広域連合 | 事務局 | | 事務局長 事務局次長 課長 | | 新規受託 |
| 美作養護老人ホーム組合 | 作東寮 | | | 施設長 | 公共団体の解散 R2.10.23 規則第16号 |
| 八ヶ郷合同用水組合 | 事務局 | | 事務局長 | | 新規受託 R3.2.5 規則第1号 |

第 8 章

勞働基準監督機関關係業務

第8章 労働基準監督機関関係業務

1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、令和元年10月18日人事委員会の決議により、吉松委員に委任されている。

2 労働基準法別表第1の事業区分

(1) 事業所の新設に伴い、岡山労働局長と協議の上、次のとおり号別決定を行った。

| 区分 | 名称 | 号別 | 決定年月日 | 備考 |
|------|----------------|-----|---------|----|
| 知事部局 | 岡山県青少年総合相談センター | その他 | 2. 6. 1 | |

(2) 事業所の廃止に伴い、岡山労働局長に次のとおり報告を行った。

| 区分 | 名称 | 号別 | 報告年月日 |
|------|--------------------------|-----|---------|
| 知事部局 | 岡山県農林水産総合センター水産研究所内水面研究室 | 12号 | 2. 6. 1 |

3 労働基準法に基づく諸届の受理等

令和2年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

| 項目 | 件数 | 備考 |
|-----------------------|----|--------------|
| 時間外労働、休日労働に関する協定の締結届 | 94 | 年度当初89件、変更5件 |
| 解雇予告除外認定 | 1 | |
| 断続的労働に従事する者に対する適用除外許可 | 1 | |
| 宿日直勤務許可 | 1 | |

4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

令和2年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

| 項目 | 件数 | 備考 |
|--------------------------|-----|----------------------|
| 衛生管理者等選任報告 | 103 | 衛生管理者58件、産業医45件 |
| 健康診断結果報告 | 3 | |
| 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告 | 3 | |
| 労働者死傷病報告 | 4 | |
| 機械等設置届 | 11 | A重油貯蔵タンク2件、軽油貯蔵タンク9件 |
| 機械等移転届 | 1 | 携帯型X線診断装置1件 |
| 特定機械等の性能検査実施 | 17 | (一社)日本ボイラ協会委託分15件 |
| 第一種圧力容器休止報告 | 1 | (一社)日本クレーン協会委託分2件 |
| ボイラ休止報告 | 1 | |